

「いわき市教育大綱」に係る新旧対照表		
現行「いわき市教育大綱」	新「いわき市教育大綱」（修正案）	解 説
教育先進都市“いわき”の実現に向けて 私たちの大切なふるさと・いわきに大きな被害の爪痕を残した、未曾有の東日本大震災から、5年の歳月が過ぎようとしています。これまで、本市は、震災からの復旧・復興に、官民を挙げて全力で取り組んできました。 その歩みの原動力となってきたのは、今を生き、未来を生きていく子どもたちへの想いです。 いわきで生まれ、育った「宝」である子どもたちが、混乱や悲しみの淵にあっても、困難を一つひとつ乗り越えて力強く育ってくれるように、そして、自らの夢や未来をしっかりと切り拓いていけるように、そのような願いが、行政や企業、NPOをはじめとした内外の方々の心を一つにし、復興のスピードを加速させる力の源となってきました。 そして、復興に一つの目処が付いた今、折しも本年、市制施行 50 周年の節目を迎える本市は、次のステージとして、今後 20 年～50 年の未来を見据えた、新たなまちづくりの第一歩を踏み出す時期に差し掛かっています。 現在、わが国においては、グローバル化や情報化の進展、様々な分野における技術革新など、社会環境が大きく変化する中であって、人口減少と少子高齢化の急速な進行による地域の活力低下が懸念されており、人と人とのつながりが希薄化し、それぞれの地域に営々と培われてきた伝統・文化の継承が困難となる恐れも生じるなど、多くの課題に直面しています。 こうした中であって、今後のまちづくりを展望した時、最も重要なのは、時代の変化に対応しつつ、未知の領域に挑戦し、次の世代をリードする「人財」をいかにつくるか、そのことに尽きると言っても過言ではありません。 そのような考えのもと、この大綱は、市民一人ひとりが持っている個性や能力を磨き、それらが最大限に発揮できる「学びの場」を創り出すこと、とりわけ子どもたちについては、基礎的な知識や教養を高め、自ら課題を見つけ、解決する意思や力を身に着けるとともに、震災の経験を糧として、自然に対する畏敬、命の繋がりや他者を思いやる心、困難に立ち向かう勇気など、豊かな心と生きる力を育むことを念頭に、今後の本市における教育・学術・文化の振興に関する施策の基本的な方向性を定めたものです。	教育大綱の改定にあたって 2016（平成 28）年 2 月に策定された教育大綱は、未曾有の東日本大震災からの復旧・復興の歩みの原動力が、今を生き、未来を生きていく子どもたちへの想いであるとの認識に立ち策定されました。 その中で、今後のまちづくりに最も重要なことは、時代の変化に対応しつつ、未知の領域に挑戦し、次の世代をリードする「人財」をいかにつくるかに尽きるという考えのもと、今後の本市における教育・学術・文化・スポーツの振興に関する施策の基本的な方向性を定めたところですが、「地域全体で人を育て、誇れるまち“いわき”をつくる」といった基本理念や目標などは、今なお、決して色あせるものではありません。 一方で、教育大綱策定後の 5 年間で、本市を取り巻く状況は、加速化する人口減少や高齢化など、従前からの課題が深刻さを増すとともに、令和元年東日本台風などの大規模な自然災害や、新型コロナウイルス感染症に見舞われるなど、不確実性が一層高まりつつあります。 さらに、教育をめぐる環境も変化し、情報通信技術活用や幼児期から高等教育までの各段階の連携推進による教育の質の向上、子どもを支える世帯構造の変化や教師の負担増、人生 100 年時代に対応した学びの必要性などへの対応がより求められる状況となっています。 このような状況にあっても、地方の魅力の高まりといった価値観の変化や、世界レベルの研究を行いながら、地域の教育機関とも連携する「国際教育研究拠点」を、国が浜通り地域に整備する検討を進めているなど、本市の優位性を高めるような動きも生まれてきました。 こうした中、将来を予測することが困難で、不確実性が高い現代において、子どもに限らず、すべての人々が、社会の変化に対応しながら、豊かな人生を生き抜く力を身につけていくことの重要性がこれまで以上に高まっており、改めて、教育の果たす役割の大きさを痛感しているところです。 そのような考えのもと、今般の教育大綱の改定にあたっては、これまでの教育大綱の基本理念や目標などを継承することを基本とし、その上で、社会状況や教育をめぐる環境変化を踏まえ、「学びの質を高める」「学びの機会を広げる」観点から、施策の方向性について見直しを行うとともに、計画期間の設定を行わず、必要に応じた内容等の見直しを可能とするこ	【前文の役割】 ○教育大綱を新規に策定した前大綱時においては、大綱に込めた想い（教育先進都市を目指す本市の教育全般に対する考え方）を記載。 ○今回の前文については、その想いを継承し、どのような背景に基づき、どのような観点で改定を行ったか、といった改定の趣旨を中心に記載。（委員意見反映） ○改定における観点のうち、「“学力”の質を高める」については、「“教育”の質を高める」及び「“学び”の質を高める」という表現に修正。（委員意見反映）

現行「いわき市教育大綱」	新「いわき市教育大綱」（修正案）	解 説
「国家百年の計は、教育にあり」と言われます。 私たちのふるさと・いわきが、次の 50 年も明るく元気で、安心して暮らせるまちであるためには、「地域が人を育み、人が地域をつくる」という考え方を礎として、子どもから大人まで、いわきに住まう市民一人ひとりが、郷土の歴史と風土を受け継ぎ、生涯にわたって学び続け、充実した人生を自ら切り拓いていくことが大切です。 そして、ともに支えあい、主体的に地域社会に参画し、新しい価値を生み出していくことができるよう、地域を取り巻く様々な主体が知恵と力を結集し、誇りの持てる「教育先進都市“いわき”」の実現につなげてまいります。	とで、時代の変化に柔軟に対応できるものとなりました。 教育大綱の改定にあたり、改めて、子どもから大人まで、いわきに住まう市民一人ひとりが、郷土の歴史と風土を受け継ぎ、生涯にわたって学び続け、充実した人生を自ら切り拓いていくことの大切さをしっかりと胸に刻んでいただければと願っております。 そして、ともに支えあい、主体的に地域社会に参画し、新しい価値を生み出していくことができるよう、地域を取り巻く様々な主体が知恵と力を結集し、誇りの持てる「教育先進都市“いわき”」の実現につなげてまいります。	
平成 28 年 2 月 いわき市総合教育会議 いわき市長 清水 敏男 いわき市教育委員会 教 育 長 吉田 尚 教育委員 馬目 順一 蛭田 優子 山本 もと子 根本 紀太郎	令和 3 年 2 月 いわき市総合教育会議 いわき市長 清水 敏男 いわき市教育委員会 教 育 長 吉田 尚 教育委員 馬目 順一 根本 紀太郎 宮澤 美智子 小峰 美保子	

現行「いわき市教育大綱」	新「いわき市教育大綱」（修正案）	解 説
I 個性を生かした学校教育の推進 【方針】 次代のいわきを担う子どもたちが、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」を身に着けるとともに、「知・徳・体」のバランスの取れた「生きる力」を高めるための取組みを進め、いわきを支え、日本を支え、夢や未来に向かってチャレンジする人づくりを推進します。 ① 新しい時代を切り拓くために必要な力の育成 新しい時代を担う子どもたちには、社会環境の大きな変化を乗り越え、未来を切り拓いていく力が求められます。 子どもたちが、郷土に思いを馳せつつ夢や志を抱き、実社会で生きる力を養うため、基礎学力の向上をはじめ、企画力・問題解決力・実践力や自尊感情・自己肯定感等を高める取組みの充実を図ります。 【取組み例】 ■基礎学力の向上をはじめとした各施策の総合的な推進 ■生徒会長サミットやいわき志塾などの多様な経験の場の提供 ■体験型経済教育施設（Elem）をはじめとした先進的な教育の実施 ■<u>道徳の授業等における命の教育の充実</u> ② 学校の教育指導体制の充実 子どもたち一人ひとりの確かな成長を図るため、学校の教育指導体制の充実を図ります。 【取組み例】 ■教職員の意識改革及び指導力の向上を目的とした研修の充実 ■幼稚園と小学校、小学校と中学校の更なる連携による義務教育の質の向上 ■教員の業務の軽減と効率化を図るための校務情報化システムの導入 ■スクールカウンセラー（※）やスクールソーシャルワーカー（※）、学校司書、特別支援教育支援員、外国語指導助手などの充実とさらに効果的な活用の推進 ※ スクールカウンセラー 児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止める相談業務を充実させるため設置された、臨床心理に専門的な知識を有する学校外の専門家 ※ スクールソーシャルワーカー 子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所等と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家	I 個性を生かした学校教育の推進 【方針】 次代のいわきを担う子どもたちが、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」を身に着けるとともに、「知・徳・体」のバランスの取れた「生きる力」を高めるための取組みを進め、いわきを支え、日本を支え、夢や未来に向かってチャレンジする人づくりを推進します。 ① 新しい時代を切り拓くために必要な力の育成 新しい時代を担う子どもたちには、社会環境の大きな変化を乗り越え、未来を切り拓いていく力が求められます。 子どもたちが、郷土に思いを馳せつつ夢や志を抱き、実社会で生きる力を養うため、基礎学力の向上をはじめ、企画力・問題解決力・実践力や自尊感情・自己肯定感等を高める取組みの充実を図ります。 【取組み例】 ■基礎学力の向上をはじめとした各施策の総合的な推進 ■生徒会長サミットやいわき志塾などの、<u>課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びの推進</u> ■体験型経済教育施設（Elem）をはじめとした先進的な教育の実施 ■<u>情報化社会に対応するための情報活用能力の育成</u> ■<u>個性を尊重する精神や相互理解、思いやりなどを育む道徳教育や人権教育、環境教育等の充実</u> ■<u>健やかな体の育成につながる学校保健や学校給食、食育等の充実</u> ② 学校の教育指導体制の充実 子どもたち一人ひとりの確かな成長を図るため、学校の教育指導体制の充実を図ります。 【取組み例】 ■教職員の意識改革及び指導力の向上を目的とした研修の充実 ■<u>就学前の幼児期と小学校、小学校と中学校の更なる連携による義務教育の質の向上</u> ■<u>就学前から高等教育に至るまでの各段階の移行を円滑にするような学校間県市等の連携の推進</u> ■<u>教職員の働き方改革の推進</u> ■スクールカウンセラー（※）やスクールソーシャルワーカー（※）、学校司書、特別支援教育支援員、外国語指導助手などの充実とさらに効果的な活用の推進 ※ スクールカウンセラー 児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止める相談業務を充実させるため設置された、臨床心理に専門的な知識を有する学校外の専門家 ※ スクールソーシャルワーカー 子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所等と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家	質 ○新学習指導要領が掲げる「主体的・対話的で深い学びを目指す」といった目的を明記するため修正。 ○気象変動に対して、前文において、昨今の気象変動や危機事象の発生等について明記するとともに、今後「防災」「減災」などの環境教育の重要性が増すことから「環境教育」を追加。（委員意見反映） ○国の第3期教育振興基本計画等も参考に、社会情勢や子供を取り巻く環境変化に対応する取組み例を追加。 質 ○国の第3期教育振興基本計画や、就学前の支援体制のあり方を踏まえ修正。 ○学校間の連携だけでなく、幅広く県・市も含めて連携していくように修正。 ○教員の負担軽減に向け、様々な取組みを推進していることを踏まえ修正。

現行「いわき市教育大綱」	新「いわき市教育大綱」（修正案）	解 説
③ 学校教育環境の充実 新しい時代に対応した教育を、しっかりと支えていくため、学校教育環境の充実を図ります。 【取組み例】 ■情報化社会に対応した学校教材・教具の充実 ■学習・情報センターや読書センターとしての機能を備えた学校図書館の整備 ■学校施設の適切な整備	③ 学校教育環境の充実 新しい時代に対応した教育を、しっかりと支えていくため、学校教育環境の充実を図ります。 【取組み例】 ■リモート教育などの情報化社会に対応した学校 I C T （※）環境の整備や学校教材・教具の充実 ■学習・情報センターや読書センターとしての機能を備えた学校図書館の整備 ■学校施設の適切な整備・維持管理や通学路等における安全確保の充実強化 ■学校規模適正化・適正配置など、少子化に対応した教育環境の充実 ※ICT… ④ 学校と地域の連携・協働の推進 子どもたちの健やかな成長のためには、学校とそれを支える保護者や地域の人々、社会教育機関や民間団体等が、学校教育内外の活動において有機的に協働し、学校を核とした地域社会全体で子どもたちを育む仕組みを構築することが必要です。 次代のいわきを担う子どもたちが、郷土への愛着と誇りを持って地域社会に貢献できる自立した人間を育てる仕組みづくりを目指します。 【取組み例】 ■<u>地域とともにある学校づくりの推進</u> ■郷土の先人、歴史・文化、地元産業等の地域に根差した教育素材の活用 ■次代のいわきを担う人財育成につながるキャリア教育の推進 ■<u>家庭や地域、団体等と連携した食育活動の推進</u>	質機 ○リモート教育等の記載については、「⑤学びのセーフティネットの充実」に集約的に記載。（委員意見反映） ○Society5.0 社会に対応できる力を育成するため、新型コロナウイルス感染症に伴う新たな生活様式にも対応した取組みを具体的に明記するよう修正。 ○老朽化が進む学校施設や通学路等における安全確保を明記するよう修正。 ○学校規模適正化等の取組みを追記。 ○「ICT」の注釈を追加。 質機 ○新学習指導要領の教育課程の理念として掲げられる「社会に開かれた教育課程」を実現するための取組を進められるよう修正。 ○学校・地域の連携・協力の推進が必要な分野等を追記。 ○食育活動について、健やかな体の育成への取組みとして I -①[取組み例]に統合。 ○「CSR」の注釈を追加。 機 ○家庭の経済状況、身体的・地理的な制約など、様々な児童生徒の環境に応じた取組みを追記（虐待防止や貧困対策は、Ⅲの幼児教育の柱にも再掲する） ○感染症・気象災害など、様々な危機事象が発生した場合でも、学習機会を確保することが求められることから追記。 ○学習機会の確保の例を追記。（委員意見反映）
⑤ 学びのセーフティネットの充実 貧困など家庭に困難な状況を抱える子どもたちや不登校の子どもたち、また、障がいのある子どもたちなどに、十分な学びの機会が保障されるよう、保護者の教育費負担を軽減するとともに、子どもたちへの支援・教育相談体制や子ども一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた支援の充実等を図ります。 【取組み例】 ■保護者の経済的負担を軽減する取組みの充実 ■教育相談体制等の充実や福祉・子ども子育て関係機関等との連携 ■特別支援教育の推進 【関係する個別計画等】 ○平成 27 年度 未来をつくる いわきの学校教育 ABC プラン	⑤ 学びのセーフティネットの充実 貧困など家庭に困難な状況を抱える子どもたちや不登校の子どもたち、また、障がいのある子どもたちなどに、十分な学びの機会が保障されるよう、保護者の教育費負担を軽減するとともに、子どもたちへの支援・教育相談体制や子ども一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた支援の充実等を図ります。 【取組み例】 ■保護者の経済的負担を軽減する取組みの充実 ■教育相談体制等の充実や福祉・子ども子育て関係機関等との連携 ■特別支援教育の推進 ■<u>児童生徒の多様化に対応した柔軟な支援体制の確立</u> ■<u>関係機関との連携による児童虐待の防止や子どもの貧困対策の推進</u> ■<u>災害時等の臨時休業等に備えたオンライン学習等の機会の確保</u> 【関係する個別計画等】 ○令和 3 年度 未来をつくる いわきの学校教育 ABC プラン	

現行「いわき市教育大綱」	新「いわき市教育大綱」（修正案）	解 説
Ⅱ 生涯を通した学習活動の推進 【方針】 生涯学習は、市民一人ひとりが、自己の「ちから」を磨き、豊かな人生を送るとともに、その成果を地域社会に活かし、住みよいまちづくりにつなげていく「学び」の活動です。このため、市民と行政、地域の団体や企業等、地域を取り巻く様々な主体が一体とな<u>って</u>、生涯を通して、学ぶことができる生涯学習社会の形成を推進します。 ① 「学び」をささえる土壌づくり 少子・高齢化や市民のライフスタイルの変化に伴い、地域コミュニティの希薄化や子ども・高齢者の孤独化が懸念されています。市民がそれぞれの地域において、いきいきと暮らし続けるため、地域の誰もが気軽に立ち寄り、交流する<u>とともに</u>、市民が知りたい情報をより分かりやすく提供し、共有することで、<u>地域住民</u>による新たな「ちから」を生みだす土壌づくりを目指します。 【取り組み例】 ■地域の生涯学習の拠点となる公民館等の環境整備・改善 ■新たな学習やまちづくり活動のきっかけとなる学習情報提供・共有化 ■社会教育指導員や公民館長によるコーディネート力の強化 ② 「学び」をはぐくむ機会の充実 現代社会では、地域における課題が多種・多様化<u>して</u>おり、それらの課題を乗り越え<u>住民</u>一人ひとりが社会を生き抜く「ちから」を養うことが重要となっています。<u>地域住民が年齢や性別等によらず、それぞれのライフステージの中で、安全・安心な生活や災害への備えなど、様々な課題の解消に向けて学ぶことができる機会の充実を図ります。</u> 【取り組み例】 ■子どもから高齢者まで幅広い世代が参加しやすい学びの機会の充実 ■防災・減災など、現代的な課題に対応し生活力を向上させる学びの機会の充実 ■多文化共生社会に向けた学びの機会の充実	Ⅱ 生涯を通した学習活動の推進 【方針】 生涯学習は、市民一人ひとりが、自己の「ちから」を磨き、豊かな人生を送るとともに、その成果を地域社会に活かし、住みよいまちづくりにつなげていく「学び」の活動です。このため、市民と行政、地域の団体や企業等、地域を取り巻く様々な主体が一体とな<u>り</u>、<u>生涯を通して</u>学ぶことができる生涯学習社会の形成を推進します。 ① 「学び」をささえる土壌づくり 少子・高齢化<u>等</u>、<u>地域社会構造が変化するとともに、市民のライフスタイルも多様化しています。そのような中</u>、市民がそれぞれの地域において、いきいきと暮らし続けるため、地域の誰もが気軽に立ち寄り、交流する<u>ことができる場を設ける</u>とともに、市民が知りたい情報をより分かりやすく<u>提供・共有</u>することで、<u>市民</u>による新たな「ちから」を生みだす土壌づくりを目指します。 【取り組み例】 ■地域の生涯学習の拠点となる公民館等の環境整備・改善 ■新たな学習やまちづくり活動のきっかけとなる学習情報提供・共有化 ■社会教育指導員や公民館長によるコーディネート力の強化 ② 「学び」をはぐくむ機会の充実 現代社会では、<u>市民や地域が抱える課題が多様化・複雑化</u>しており、それらの課題を乗り越え<u>るとともに、「人生 100 年時代」を豊かに生きるため、市民</u>一人ひとりが社会を生き抜く「ちから」を養うことが重要となっています。<u>地域で暮らす多様な人々が、生涯を通して知識と時代の変化に応じた能力・技能の獲得ができるよう、学びの継続・学び直し</u>ができる機会の充実を図ります。 【取り組み例】 ■<u>世代によらず誰もが</u>参加しやすい学びの機会の充実 ■<u>社会情勢の変化に対応し生き抜く「ちから」</u>を向上させる学びの機会の充実 ■多文化共生社会に向けた学びの機会の充実 ■<u>学校・家庭・地域の連携・協働による学習機会の充実</u>	機 ○伝わりやすく、分かりやすくする等のための字句・表現の修正。 ○伝わりやすく、分かりやすくする等のための字句・表現の修正。 ○リカレント教育や外国人への修学機会の提供など、多様なニーズに対応するとともに、高齢化が進展する中で、生涯の様々なステージにおいて、必要となる能力を着実に身につけ、発揮する必要性が高まってきたことなどを踏まえて修正。 ○伝わりやすく、分かりやすくする等のための字句・表現の修正。 ○（説明文の修正と同様の理由で追加）

現行「いわき市教育大綱」	新「いわき市教育大綱」（修正案）	解 説
③ 「学び」をいかす人財の育成 個人が育んできた「ちから」を地域でのまちづくりやボランティア活動などの場において実践していくことは、市民一人ひとりが自らの<u>学習</u>の成果を実感し、<u>地域への貢献</u>につなげることができる重要な取り組みです。学びにより育まれた_____「ちから」を地域住民同士による<u>学びの輪</u>に広げるとともに、市民が一体となったまちづくりに向け、地域を支える人財の育成を目指します。 【取組み例】 ■ 地域への関心を高める学びの機会の充実 ■ 地域の学習に係わるボランティアの発掘と育成 ■ 自らの体験や能力を生かせる学習活動の機会の提供 ④ 「学び」をむすぶネットワークの構築 個人が育んできた「ちから」が、様々な人との交流などを通じて効果的に結び付くと新たな「ちから」が生まれます。<u>学びによって培われた「ちから」をつなぐ体制を整備することで、地域が持続的に発展していくまちづくりを目指します。</u> 【取組み例】 ■ 様々な人や機関をつなぐ核となる人財ネットワークの形成 ■ 学校・家庭・地域の協働による学習環境の整備 ■ 各関係機関が協働して生涯学習を推進する体制の整備 _____ _____ 【関係する個別計画等】 ○ いわき市生涯学習基本構想（平成 3 年 3 月） ○ 輝くいわき、学びあい都市宣言（平成 8 年 10 月） ○ <u>第</u>五期いわき市生涯学習推進計画（<u>平成 25 年</u> 3 月）	③ 「学び」をいかす人財の育成 個人が育んできた「ちから」を地域でのまちづくりやボランティア活動などの場において実践していくことは、市民一人ひとりが自らの<u>学び</u>の成果を実感し、<u>地域貢献</u>につなげることができる重要な取り組みです。学びにより育まれた<u>市民一人ひとりの</u>「ちから」を地域住民同士<u>の学びの輪へと</u>広げるとともに、市民が一体となったまちづくりに向け、地域を支える人財の育成を目指します。 【取組み例】 ■ 地域への関心を高める学びの機会の充実 ■ 地域の学習に係わるボランティアの発掘と育成 ■ 自らの体験や能力を生かせる学習活動の機会の提供 ④ 「学び」をむすぶネットワークの構築 個人が育んできた「ちから」が、様々な人との交流などを通じて効果的に結び付くと新たな「ちから」が生まれます。<u>こうした新たな「ちから」をつなぎ、地域が持続的に発展していくまちづくりを推進するため、学校・家庭・地域等が有する各種教育機能を強化し、連携・協働する体制づくりを目指します。</u> 【取組み例】 ■ 様々な人や機関をつなぐ核となる人財ネットワークの形成 （削除）（Ⅱ②に移動） ■ 各関係機関が協働して生涯学習を推進する体制の整備 ■ <u>地域学校協働活動を推進するための学校・家庭・地域が連携する体制づくり</u> ■ <u>生涯学習における民間活力の活用</u> 【関係する個別計画等】 ○ いわき市生涯学習基本構想（平成 3 年 3 月） ○ 輝くいわき、学びあい都市宣言（平成 8 年 10 月） ○ 第<u>六</u>期いわき市生涯学習推進計画（平成 <u>30</u> 年 3 月）	○伝わりやすく、分かりやすくする等のための字句・表現の修正。 機 ○第六期市生涯学習推進計画の内容等を参考に追加。

現行「いわき市教育大綱」	新「いわき市教育大綱」（修正案）	解 説
Ⅲ 確かな人間力を育む幼児教育の充実 【方針】 子どもは未来を築く、かけがえのない存在であり、本市の地域社会を支え、あるいは国際社会等へはばたく人財となるなど、無限の可能性を秘めています。 このため、<u>すこやかに生まれ育つ社会的環境を整えるために、切れ目ない支援を行っていくとともに、人格の形成の基礎となる重要な幼児期において、様々な体験や人との関わりなどを通じて「生きる力」を身に着けるための豊かな学びの土壌づくりに取り組めます。</u> ① <u>すべての子どもの人権の尊重</u> すべての子どもたちの人権を尊重し、差別や虐待から守るとともに、家庭や社会の中で、ひとしく、<u>すこやかにはぐくまれ、自らも成長し、未来（みらい）をひらいていけるよう</u>様々な環境づくりを進めます。 また、<u>保護者にとっても、子どもたちのすこやかな成長を目にすることで、子育ての喜びを実感し、家庭や子育てに夢を持てるよう、次世代社会を担う子どもを安心して産み育てることができる環境を整備するとともに、妊娠から出産、育児まで、切れ目ない支援を行っていきます。</u> 【取り組み例】 ■ 関係機関との連携による啓発活動等を通した子どもの人権尊重の推進 ■ 幼稚園や保育所をはじめ地域の関係機関等との連携による子どもの健全育成の支援 ■ 支援を必要とするひとり親家庭や障がいのある子どもとその家庭等への取り組みの推進 ② <u>生きる力の基礎を育む教育の推進</u> 就学前の基礎づくりの観点から、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むという理念のもと、動植物とのふれあいや遊びを通じた人との関わりなど、多様な体験や成長過程に応じた適切な教育活動を通し、興味や関心を高め、生命の尊さを学ぶとともに自ら様々なことに気づき、表現できるようにします。 これら人格形成に必要な知識や技能の習得及び、思考力・判断力・表現力などの育成を重視しながら、各種の取り組みを進めます。 【取り組み例】 ■ 家庭、幼稚園・保育所、地域における多様な体験活動を通した生きる力の基礎を育む教育の推進 ■ 食育等を通した生活習慣の基礎づくりの推進	Ⅲ 確かな人間力を育む幼児教育の充実 【方針】 子どもは未来を築く、かけがえのない存在であり、本市の地域社会を支え、あるいは国際社会等へはばたく人財となるなど、無限の可能性を秘めています。 このため、<u>安心して子どもを産み育てられる社会的環境を整えるために、切れ目ない支援を行っていくとともに、人格の形成の基礎となる重要な幼児期において、様々な体験や人との関わりなどを通じて「生きる力」を身に着けるための豊かな学びの土壌づくりに取り組めます。</u> ① <u>すこやかに生まれ育つ社会的安心して子どもを産み育てられる環境の整備</u> <u>子どもを安心して産み育てることができる環境を整備するとともに、社会の変化に伴い生じる様々なニーズに対応し、妊娠・出産・子育てに関する不安感や負担感を軽減させるため、家庭の状況に応じたきめ細やかな相談支援や情報提供の充実を図るなど、妊娠から出産、育児まで、切れ目ない支援を行っていきます。</u> また、<u>あらゆる環境下において、子どもが人格を持った一人の人間として尊重され、心身ともに健やかに成長できるよう、また、子ども一人ひとりが、「かけがえのない大切な存在」として、いのちや人と人との絆を大切にし、健康で豊かな心が育まれるよう</u>様々な環境づくりを進めます。 【取り組み例】 ■ 関係機関との連携による啓発活動等を通した子どもの人権尊重の推進 ■ 幼稚園や保育所をはじめ地域の関係機関等との連携による子どもの健全育成の支援 ■ <u>関係機関との連携による児童虐待の防止や子どもの貧困対策の推進</u> ■ 支援を必要とする <u>子どもとその家庭等への取り組みの推進</u> ② <u>生きる力の基礎を育む教育の推進</u> 就学前の基礎づくりの観点から、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むという理念のもと、動植物とのふれあいや遊びを通じた人との関わりなど、多様な体験や成長過程に応じた適切な教育活動を通し、興味や関心を高め、生命の尊さを学ぶとともに自ら様々なことに気づき、表現できるようにします。 これら人格形成に必要な知識や技能の習得及び、思考力・判断力・表現力などの育成を重視しながら、各種の取り組みを進めます。 【取り組み例】 ■ 家庭、幼稚園・保育所、地域における多様な体験活動を通した生きる力の基礎を育む教育の推進 ■ 食育等を通した生活習慣の基礎づくりの推進	○前回提案の「①すこやかに生まれ育つ社会的環境の整備」を「安心して子どもを産み育てられる環境の整備」に修正。（委員意見を踏まえ、第二次子育て計画の記載を参考に修正。） 機 ○本章は幼児期の教育の充実を位置づけるものであるため、人権教育や貧困対策等について、小学校就学後の取組みはⅠに記載して整理するとともに、①は「安心して生む」→「どんな環境下でも育てる」といった方向性に即して表題や説明文を修正（第二次子育て計画の記載も参考に修正）。 ○（説明文の修正と同様の理由で追加） ○ひとり親家庭や障がいのある子どもだけでなく、要支援家庭を支援していく趣旨から、「学びの機会を広げる」ために必要な取り組みの修正。

現行「いわき市教育大綱」	新「いわき市教育大綱」（修正案）	解 説
③ 家庭、地域、<u>幼児教育施設の連携</u>の強化 子どものすこやかな成長、育ちのためには、家庭はもとより、<u>幼児教育施設</u>と地域の三者が密接に関わることにより、子どもの生活につながり・連続性が保たれ、一方の生活の中で培われた経験・習慣が、他方の生活で生かされ一層豊かなものになるような循環を生み出していく必要があります。 このため、幼稚園・保育所が中心となって総合的な調整を行うことなどにより、施設内での園児の教育・保育活動に加え、家庭や地域社会における教育力を補完する役割を担っていくとともに、家庭や地域社会が自らの教育力を再生・向上させることができるように、その専門性を生かし、家庭・地域社会を支援する役割を果たしていきます。 【取組み例】 ■<u>幼稚園・保育所、子育てや教育関連の相談事業等との連携による子どもの成長段階に応じた家庭教育の推進</u> ■<u>子育てに関するボランティアの活用を通した子どもを育てる地域活動の推進</u> ■<u>様々な子育てニーズに対応した多様な教育・保育環境の整備</u> ④ 幼児教育全体の質の向上と人財の確保・育成 幼児期は、生育環境の違いなどにより、一人ひとりの心身の発達の個人差が大きいため、幼児一人ひとりの発達の課題に応じた教育・保育を充実させる必要があります。特に、乳幼児期の発育発達面に問題を持つ子どもや障がい児等に関する相談・支援については、個別の状況に応じた支援が必要です。 このため、支援を必要とする幼児については、教員・保育士が幼児とつながり、一人ひとりに合った適切な教育・保育を提供でき、就学前から就学後において、これまで以上に円滑につなげていけるよう、教育・保育内容の充実や統合保育の人財の確保などの体制整備、教員・保育士の資質向上を目指した取組みを進めます。 【取組み例】 ■<u>人的資源の発掘や若年層への働きかけなどによる子育て支援に関わる人財の創出と育成</u> ■<u>障がいに係る一貫した体制の確立等による乳幼児期から成人まで切れ目ない療育支援の推進</u> 【関係する個別計画等】 ○いわき市子ども・子育て支援事業計画（<u>平成 27 年 3 月</u>）	③ 家庭、地域、<u>教育・保育施設等</u>の連携の強化 子どものすこやかな成長、育ちのためには、家庭はもとより、<u>教育・保育施設等</u>と地域の三者が密接に関わることにより、子どもの生活につながり・連続性が保たれ、一方の生活の中で培われた経験・習慣が、他方の生活で生かされ一層豊かなものになるような循環を生み出していく必要があります。 このため、幼稚園・保育所が中心となって総合的な調整を行うことなどにより、施設内での園児の教育・保育活動に加え、家庭や地域社会における教育力を補完する役割を担っていくとともに、家庭や地域社会が自らの教育力を再生・向上させることができるように、その専門性を生かし、家庭・地域社会を支援する役割を果たしていきます。 【取組み例】 ■<u>保育所、幼稚園、学校及び公民館等の相互連携による子どもの成長に応じた家庭教育・学校教育の充実</u> ■<u>地域全体で子育てを支援する共創の仕組みづくり</u> ■<u>保育需要の増加や多様化に対応した多様な教育・保育環境の整備</u> ④ 幼児教育全体の質の向上と人財の確保・育成 幼児期は、生育環境の違いなどにより、一人ひとりの心身の発達の個人差が大きいため、幼児一人ひとりの発達の課題に応じた教育・保育を充実させる必要があります。特に、乳幼児期の発育発達面に問題を持つ子どもや障がい児等に関する相談・支援については、個別の状況に応じた支援が必要です。 このため、支援を必要とする幼児については、教員・保育士が幼児とつながり、一人ひとりに合った適切な教育・保育を提供でき、就学前から就学後において、これまで以上に円滑につなげていけるよう、教育・保育内容の充実や統合保育の人財の確保などの体制整備、教員・保育士の資質向上を目指した取組みを進めます。 【取組み例】 ■<u>人的資源の発掘や若年層への働きかけなどによる子育て支援に関わる人財の確保と育成</u> ■<u>障がいに係る一貫した体制の確立等による乳幼児期から成人まで切れ目ない療育支援の推進</u> 【関係する個別計画等】 ○<u>第二次</u>いわき市子ども・子育て支援事業計画（<u>令和 2 年 3 月</u>）	質 機 ○幼児教育施設である幼稚園のほか、保育施設である保育所、初等教育施設である小学校との連携が求められていることを踏まえ修正。 ○学校を含む形で修正（具体的な表現は、第二次子育て計画の記載を参考）。 質 ○説明文（人財の確保と表現）や第二次子育て計画（人財の確保と表現）を踏まえた字句修正。

現行「いわき市教育大綱」	新「いわき市教育大綱」（修正案）	解 説
Ⅳ 生涯にわたるスポーツライフの実現 【方針】 市民の誰もが、<u>年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、それぞれのライフステージにおいて、自己の能力や関心等に応じ、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりに努め、健康で明るく活力に満ちた豊かなスポーツライフを推進します。</u> ① 生涯スポーツ・競技スポーツの推進 スポーツは、人間の身体的・精神的な欲求に応える世界共通の文化の一つであり、明るく豊かな社会の形成や個人の心身の健全な発達に極めて大きな意義を有しています。 また、全国トップレベルの大会、さらにはオリンピックなどの国際大会において、本市ゆかりの競技者が活躍することは、市民に大きな夢と感動を与えます。 このことから、市民の誰もが日常生活の中にスポーツを取り入れながら、生涯を通してスポーツに親しむことができるよう、多彩なスポーツ活動へ参加する<u>機会の充実を図るとともに</u>、本市の誇りとなる競技者が数多く育つよう、広くジュニア層を視野に入れ、スポーツ指導者やスポーツ団体等と連携しながら、競技力の向上を目指します。 【取組み例】 ■市体育協会や市スポーツ推進委員等と連携した生涯スポーツの普及啓発 ■<u>気軽に参加できる各種スポーツ大会・スポーツ教室・イベントの充実</u> ■各種スポーツ事業、スポーツ施設、指導者など、スポーツに関する情報提供の充実 ■選手の競技力向上及び指導者の指導力向上を図るための支援 ■東京オリンピック・パラリンピックなど国際大会 <u> </u> 出場が見込まれる選手・指導者への支援 ② 子どもの体力・運動能力向上 スポーツを通じた健康づくりや体力の向上は、子どもたちの心身のバランスのとれた発育・発達に不可欠ですが、テレビやゲーム等についやす時間の増加により、子どもたちの屋外遊びや運動時間が減少しています。このことから、運動やスポーツの楽しさを体験できる場を提供し、子どもたちが積極的に運動・スポーツに親しみながら、生涯にわたる豊かなスポーツライフを形成する習慣や意欲、能力を育成することに努め、子どもの体力向上への総合的な取組みを進めます。 【取組み例】 ■学校体育を通じた計画的、系統的、継続的な児童生徒の体力向上の推進 ■学校・家庭・地域と連携した適切な指導体制の整備充実 ■スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブの充実など、子どもたちがスポーツの楽しさを体験できる機会の拡充	Ⅳ 生涯にわたるスポーツライフの実現 【方針】 市民の誰もが、<u>生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で明るく、豊かなスポーツライフを実現できる環境づくりを推進するとともに、次代を担う子どもたちの体力向上や市民の健康増進を図るひとづくり、スポーツを通じた地域活性化による魅力的なまちづくりを目指します。</u> ① 生涯スポーツ・競技スポーツの推進 スポーツは、人間の身体的・精神的な欲求に応える世界共通の文化の一つであり、明るく豊かな社会の形成や個人の心身の健全な発達に極めて大きな意義を有しています。 また、全国トップレベルの大会、さらにはオリンピックなどの国際大会において、本市ゆかりの競技者が活躍することは、市民に大きな夢と感動を与えます。 このことから、市民の誰もが日常生活の中にスポーツを取り入れながら、生涯を通してスポーツに親しむことができるよう、多彩なスポーツ活動へ参加する<u>機会の充実や、スポーツ参画人口の拡大を図るとともに</u>、本市の誇りとなる競技者が数多く育つよう、広くジュニア層を視野に入れ、スポーツ指導者やスポーツ団体等と連携しながら、競技力の向上を目指します。 【取組み例】 ■市体育協会や市スポーツ推進委員等と連携した生涯スポーツの普及啓発 ■<u>多くの市民が参加・関わる</u>スポーツイベント・教室や<u>地域におけるスポーツの場</u>の充実 ■各種スポーツ事業、スポーツ施設、指導者など、スポーツに関する情報提供の充実 ■選手の競技力向上及び指導者の指導力向上を図るための支援 ■オリンピック・パラリンピックなど国際大会 <u>などへの</u> 出場が見込まれる選手・指導者への支援 ■<u>スポーツを通じた健康づくりや仲間づくり、障がい者のスポーツ活動の支援</u> ② 子どもの体力・運動能力向上 スポーツを通じた健康づくりや体力の向上は、子どもたちの心身のバランスのとれた発育・発達に不可欠ですが、テレビやゲーム等についやす時間の増加により、子どもたちの屋外遊びや運動時間が減少しています。このことから、運動やスポーツの楽しさを体験できる場を提供し、子どもたちが積極的に運動・スポーツに親しみながら、生涯にわたる豊かなスポーツライフを形成する習慣や意欲、能力を育成することに努め、子どもの体力向上への総合的な取組みを進めます。 【取組み例】 ■学校体育を通じた計画的、系統的、継続的な児童生徒の体力向上の推進 ■学校・家庭・地域と連携した適切な指導体制の整備充実 ■スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブの充実など、子どもたちがスポーツの楽しさを体験できる機会の拡充	○新たな市スポーツ推進計画の検討における課題認識等を踏まえ、分かりやすくする等のために字句・表現等を修正・追記。 質 機 ○新たな市スポーツ推進計画の検討における課題認識等を踏まえ、分かりやすくする等のために字句・表現等を修正・追記。 ○新たな市スポーツ推進計画の検討における課題認識等を踏まえ、分かりやすくする等のために字句・表現等を修正・追記。 ○「オリンピック」等の状況も踏まえ、「国際大会などへの」という表現に修正。（委員意見反映）

現行「いわき市教育大綱」	新「いわき市教育大綱」（修正案）	解 説
③ スポーツ団体・指導者の育成 市民の<u>スポーツ活動に対する意識の高まりを踏まえ、主体的・継続的にスポーツ活動ができるよう</u>、市体育協会等のスポーツ団体の組織の充実強化を図るとともに、市民ニーズに対応した質の高い指導者やスポーツ活動を支える人財の育成・確保を目指します。 【取組み例】 ■本市のスポーツ推進の中心的役割を担う市体育協会の組織・機能の充実強化 ■青少年の健全育成や競技力向上に大きく貢献しているスポーツ少年団の育成・支援 ■研修会、指導者講習会等への参加による市スポーツ推進委員、スポーツ指導者の育成・確保 ④ スポーツ施設の充実 スポーツ活動の場として、安全に<u>利用しやすいスポーツ施設の整備</u>や利用者のニーズに対応した適切な管理運営を行うことは、豊かなスポーツライフを支える基礎となるものです。 このため、既存施設を最大限に有効活用しつつ、計画的な改修・修繕を行いながら、施設利用者のサービス向上を目指します。 【取組み例】 ■利用者が安全で快適に活動できる環境を整備するための施設の改修・修繕 ■高齢者や障がい者を含む地域住民に配慮した体育施設の整備 ⑤ スポーツ交流の推進 スポーツ大会やイベントなどを通じた交流は、スポーツの推進はもとより、<u>本市の魅力を全国に発信することや、風評被害の払拭、交流人口の拡大・地域経済の活性化など</u>、本市に様々な効果をもたらすことから、スポーツを通じた<u>積極的な交流</u>を目指します。 【取組み例】 ■スポーツ団体や各種関係団体等と連携したスポーツ大会・イベントの開催 ■<u>スポーツ大会・合宿等の誘致</u> ■<u>東京オリンピック・パラリンピック関連事業の積極的誘致</u> 【関係する個別計画等】 ○スポーツ都市宣言（昭和 61 年 3 月） ○いわき市スポーツ推進基本計画（平成 26 年 3 月）	③ スポーツ団体・指導者の育成 市民の<u>スポーツに対する意識の高まりを、主体的・継続的なスポーツ活動に繋げていける</u>よう、市体育協会等のスポーツ団体の組織の充実強化を図るとともに、市民ニーズに対応した質の高い指導者やスポーツ活動を支える人財の育成・確保を目指します。 【取組み例】 ■本市のスポーツ推進の中心的役割を担う市体育協会の組織・機能の充実強化 ■青少年の健全育成や競技力向上に大きく貢献しているスポーツ少年団の育成・支援 ■研修会、指導者講習会等への参加による市スポーツ推進委員、スポーツ指導者の育成・確保 ④ スポーツ活動を支える基盤の充実 スポーツ活動の場として、安全で<u>利用しやすいスポーツ施設の整備</u>や利用者のニーズに対応した適切な管理運営を行うことは、豊かなスポーツライフを支える基礎となるものです。 このため、既存施設を最大限に有効活用しつつ、計画的な改修・修繕を行いながら、施設利用者のサービス向上を目指します。 【取組み例】 ■利用者が安全で快適に活動できる環境を整備するための施設の改修・修繕 ■高齢者や障がい者を含む地域住民に配慮した体育施設の整備 ■<u>利用状況等を踏まえた施設の集約・機能複合化</u> ■<u>学校・公民館・公園施設等の利用などの促進</u> ⑤ スポーツを通じた地域活性化 スポーツ大会やイベントなどを通じた活動は、スポーツの推進はもとより、<u>本市の魅力を全国に発信することや交流人口の拡大、多様性の相互理解の促進</u>、地域経済の活性化など、本市に様々な波及効果をもたらすことから、スポーツを通じた<u>地域づくり</u>を目指します。 【取組み例】 ■スポーツ団体や各種関係団体等と連携したスポーツ大会・イベントの開催 ■<u>国内トップレベルの公式戦・合宿等の誘致</u> ■<u>本市の自然環境・地域資源を活用したスポーツツーリズムの推進</u> ■<u>パラスポーツの振興による共生社会の実現</u> ■<u>スポーツによる広域連携</u> 【関係する個別計画等】 ○スポーツ都市宣言（昭和 61 年 3 月） ○いわき市スポーツ推進計画（令和 3 年 3 月）	○新たな市スポーツ推進計画の検討における課題認識等を踏まえ、分かりやすくする等のために字句・表現等を修正・追記。 質機 ○新たな市スポーツ推進計画の検討における課題認識等を踏まえ、分かりやすくする等のために字句・表現等を修正・追記。 質機 ○新たな市スポーツ推進計画の検討における課題認識等を踏まえた、分かりやすくする等のために字句・表現等を修正・追記。 ○新たな市スポーツ推進計画の検討における課題認識等を踏まえ、分かりやすくする等のために字句・表現等を修正・追記。

現行「いわき市教育大綱」	新「いわき市教育大綱」（修正案）	解 説
Ⅴ 地域に根ざした市民文化の継承と創造 【方針】 市民の文化に対する知識や教養の向上に資するとともに、文化活動等を通して、郷土愛を育み、様々な芸術文化を生涯を通して学び、鑑賞できる環境づくりや、市民の主体的で多彩な芸術文化活動の活性化に取り組みます。 また、地域の財産である貴重な歴史文化遺産に対する理解を深めるための施策を推進します。 ① 芸術文化の振興 本市には多くの文化施設があり、それぞれの施設で特徴を生かした様々な企画展やワークショップ等を実施し、子どもから大人まで市民が芸術文化に触れる機会を提供しています。さらに市民への質の高い芸術文化に触れる喜びと学びの機会を提供できるような取り組みを目指します。 また、郷土に誇りを持ち、地域の文化を次代に継承・発展していくことは非常に重要な課題であることから、芸術文化に関する調査・研究や保存・活用に努めるとともに、自主的・創造的な文化活動を行っている個人・団体等の育成・支援などによる芸術文化の一層の振興を目指します。 【取り組み例】 ■アリオスや市立美術館を通じた子どもに対する芸術文化を体験する機会の提供 ■文化団体に対する成果発表事業への支援、全国大会等出場への支援 ■市民文化祭や市民美術展覧会への支援 ■文化施設における各種企画展等の開催 ■<u>移動美術館や各種実技講習会、体験型ワークショップ等の充実</u> ② 歴史文化遺産の保存と活用 地域の財産である文化財は、本市の歴史、文化などを正しく理解するために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化を向上させる基礎を成すものであることから、文化財に対する理解を深め、後世に引き継いでいくことが大切です。 このため、文化財の調査・研究・保存の充実とともに、市民が文化財に触れることができる機会の提供や、積極的な情報発信などに努めます。 【取り組み例】 ■文化財保存のため所有者が行う修理等への支援 ■伝統芸能の保存・継承のため子どもたちに対する体験学習の充実 ■開発事業者と遺跡保存のための協議、及び発掘調査による記録保存の充実 ■文化財の修理現場の特別公開や遺跡発掘調査の現地説明会の充実 ■文化施設における各種企画展等の開催	Ⅴ 地域に根ざした市民文化の継承と創造 【方針】 市民の文化に対する知識や教養の向上に資するとともに、文化活動等を通して、郷土愛を育み、様々な芸術文化を生涯を通して学び、鑑賞できる環境づくりや、市民の主体的で多彩な芸術文化活動の活性化に取り組みます。 また、地域の財産である貴重な歴史文化遺産に対する理解を深めるための施策を推進します。 ① 芸術文化の振興 本市には多くの文化施設があり、それぞれの施設で特徴を生かした様々な企画展やワークショップ等を実施し、子どもから大人まで市民が芸術文化に触れる機会を提供しています。さらに市民への質の高い芸術文化に触れる喜びと学びの機会を提供できるような取り組みを目指します。 また、郷土に誇りを持ち、地域の文化を次代に継承・発展していくことは非常に重要な課題であることから、芸術文化に関する調査・研究や保存・活用に努めるとともに、自主的・創造的な文化活動を行っている個人・団体等の育成・支援などによる芸術文化の一層の振興を目指します。 【取り組み例】 ■アリオスや市立美術館を通じた子どもに対する芸術文化を体験する機会の提供 ■文化団体に対する成果発表事業への支援、全国大会等出場への支援 ■市民文化祭や市民美術展覧会への支援 ■文化施設における各種企画展等の開催 ■<u>講演会、各種実技講習会および体験型ワークショップ等の充実</u> ■<u>地域文化の価値の発掘・再評価による新たな魅力の創造</u> ② 歴史文化遺産の保存と活用 地域の財産である文化財は、本市の歴史、文化などを正しく理解するために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化を向上させる基礎を成すものであることから、文化財に対する理解を深め、後世に引き継いでいくことが大切です。 このため、文化財の調査・研究・保存の充実とともに、市民が文化財に触れることができる機会の提供や、積極的な情報発信などに努めます。 【取り組み例】 ■文化財保存のため所有者が行う修理等への支援 ■伝統芸能の保存・継承のため子どもたちに対する体験学習の充実 ■開発事業者と遺跡保存のための協議、及び発掘調査による記録保存の充実 ■文化財の修理現場の特別公開や遺跡発掘調査の現地説明会の充実 ■文化施設における各種企画展等の開催 ■<u>史跡の価値の発掘・再評価による新たな魅力の創造</u>	○現在の事業状況を踏まえた修正。 質 機 ○既存資源の磨き上げの観点から追加。 ○「発掘」という記載の意図を明確にするとともに、 ②歴史文化遺産の保存と活用の取り組み例の表現を合わせる形で修正。（委員意見反映） 質 機 ○既存資源の磨き上げの観点から追加。

現行「いわき市教育大綱」	新「いわき市教育大綱」（修正案）	解 説
③ 地域の歴史・文化を学び活かす機会の創出 本市においては、子どもたちが高校を卒業すると同時に、市外に流出する傾向が顕著とな っています。 次世代を担う子どもたちが、進学や就職等により一旦市外に転出しても、「ふるさといわ き」に還り、いわきでの定住を選択するためには、小中学校の早い段階から、子どもたちの 郷土に対する誇りを高めることが必要です。 このため、郷土の歴史や文化、産業等について理解を深め、子どもから大人まで、市民が いわきに対する思いを高め、誇りを持てるよう、地域団体や企業等との連携を強めながら、 様々な機会を捉えて独自の取組みを進めます。 【取組み例】 ■郷土の歴史・文化、地元産業等の地域に根ざした教育素材を学校教育に活用 ■地域産業に対する子どもたちの理解を深めるため、企業見学をメニュー化し、小 中学生の社会科見学やインターンシップを実施	③ 地域の歴史・文化を学び活かす機会の創出 子どもから大人まで、多くの市民に地域の歴史・文化を学び、理解を深めていただくこと により、郷土愛や誇りを高めるとともに、豊かな感性・想像力の育成や多様性に対する寛容 さの醸成を図り、また、交流・関係人口の拡大につなげるなど、「地域の歴史・文化による まちづくり」を推進していくことが大切です。 そのため、次世代を担う子どもたちが、進学や就職等により一旦市外に転出しても、「ふ るさといわき」に対する想いをもちつづけてもらえるよう、小中学校の早い段階から、郷土 に対する誇りを高めることなどをはじめ、地域団体や企業等との連携も強めながら、様々な 機会を捉えて地域の歴史・文化を学び活かす独自の取組みを進めます。 【取組み例】 ■郷土の歴史・文化、地元産業等の地域に根ざした教育素材を学校教育に活用 ■地域の歴史・文化等の魅力の戦略的な情報発信による交流・関係人口の拡大 (削除) (I ④に文言修正の上、移動) 【関係する個別計画等】 ○（仮称）いわき市文化政策ビジョン（令和３年３月）	質 機 ○地域の歴史・文化によるまちづくりを推進する観 点を加えるために修正・追記。 ○地域の歴史・文化によるまちづくりを推進する観 点を加えるために修正・追記。 ○前回提案の「地域の歴史・文化等の魅力の戦 略的な情報発信による交流・関係人口の拡大」 を「地域の歴史・文化等の魅力の情報発信によ る交流・関係人口の拡大」に修正。（委員意見 反映）